

訪問看護ステーション はるかぜ 運営規定

事業の目的

第1条 社会医療法人健生会が開設する訪問看護ステーションはるかぜ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの訪問看護師その他の従業者（以下『看護師等』といふ。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた（以下、「要介護者等」といふ。）高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」といふ。）を提供することを目的とする。

運営方針

第2条 (1) ステーションの訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
(2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
(1) 名 称 訪問看護ステーションはるかぜ
(2) 所在地 奈良県北葛城郡河合町大字穴闇 81 番 8 号

職員の職種、員数及び職務内容

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする
(1) 管理者 1名
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
また指定訪問看護の提供にあたる。
(2) 訪問看護師等 2.5名以上
看護師その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し指定訪問看護等の提供にあたる。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

但し土曜日は午前9時より午後1時までとする。

(3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

訪問看護の内容及び利用料金等

第6条 (1) かかりつけの医師の指示及び住居サービス計画にもとづき、訪問看護ステーションの看護師等が訪問し、症状の観察、管理、清拭、褥瘡、カテーテルの管理、リハビリテーションあるいは家族への療養上の指導、ターミナルケア等のサービスの提供を行う。

(2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合証に記載してある割合に準ずる。

(3) キャンセル規定

ご利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が、かかります

①ご利用日の当日朝9時までにご連絡いただいた場合は無料とする。

②ご利用日の午前9時までにご連絡いただけなかった場合訪問看護料の1回分の自己負担利用料をキャンセル料とする。

(急用の場合はこの限りではありません)

(4) その他利用料

・死後の処置料 12000円

緊急時における対応方法

第7条 従業者は訪問看護サービス中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

通常の事業の実施地域

第8条 通常の事業の実施地域は河合町の区域とする。

虐待防止に関する事項

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止する

ため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

その他運営についての留意事項

第10条 (1) 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設ける、又業務体制も整備する。

- (2) 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な処置を講じるものとする。
- (3) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (5) 県、市町村及び保健所、医師会などとの連携を勧め運営する。
- (6) 老人福祉施設、老人保健施設、障害者施設などと連携を勧める。
- (7) 保健、医療、福祉ネットワーク作りを重視した運営を行う
- (8) 職員は業務上知りえた秘密は保持することを義務とする。

附則 この規定は平成10年11月2日から実施する。

令和1年8月31日 一部改訂

この規定は令和6年3月31日から施行する。